

資料 2

クラウドサービスに係るセキュリティ要件

- 1 クラウドサービスの利用を通じて、県が取り扱う情報の目的外利用を禁止する。
- 2 大規模災害発生時の目標復旧時間（RTO）は、7 日以内とすること。セキュリティ上の脅威事象発生時の目標復旧時間（RTO）は、1 営業日以内とすること。ただしインフラに起因する事象の場合、この限りではない。
目標復旧時点（RPO）は、日次バックアップ時点とすること。
- 3 県が求めた際には、クラウドサービス提供者への立入検査又は情報セキュリティ監査の受入に応じること。
- 4 オンライン処理のレスポンスはおよそ 5 秒以内で実現できること。
- 5 情報が取り扱われる場所については日本の法令の範囲内で運用できるデータセンタ等を指定し、契約において日本国内の裁判所を合意管轄裁判所とする。
- 6 クラウドサービスに係るアクセスログ等の証跡の保存期間を 1 年以上とし、証跡の改ざん防止措置を講じること。
- 7 サービス提供者が ISMAP、ISO/IEC 27017 等のクラウドサービスに関わる規格の認定を受けていること。あるいは、同等の対策を実施していること。
- 8 クラウドサービス利用開始時及び毎年度当初に以下の報告を行うこと。
 - ・クラウドサービス提供者の資本関係・役員等の情報、クラウドサービス提供に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報
 - ・情報セキュリティ対策の実施内容、運用状況及び管理体制